

太田市環境審議会公募委員募集要領

1. 審議会の名称

太田市環境審議会

2. 審議内容

環境基本条例に基づき、環境の保全等に関する基本事項を調査審議します。

3. 審議会の構成

学識経験者、産業団体代表者、区長・環境保健委員長代表、環境保全団体代表、事業者代表、公募委員など最大 20 名以内で構成を予定しています。

4. 任期

委員を委嘱した日から 2 年間

5. 募集人員

2 名程度

6. 応募資格

- (1) 太田市内に在住の令和 8 年 4 月 1 日現在年齢が満 20 歳以上の方
- (2) 環境問題や環境保全等に関心がある方
- (3) 平日昼間の会議に出席できる方

7. 応募方法

応募者は、別紙応募用紙を持参、郵送、F A X、電子メールのいずれかの方法で提出してください。なお、書類の郵送料や交通費等の応募に関する費用は応募者の負担となります。また、提出された応募書類は返却しませんので、ご了承ください。

* F A Xまたは電子メールで申し込まれる方は、応募用紙の行き違いのトラブルを防ぐため、送信後お手数ですが、Tel 0276-47-1893までご一報くださるようお願いいたします。

* 応募用紙は、産業環境部環境対策課で配布します。また、市のホームページからもダウンロードできます。

* 記載していただいた個人データについては、本市の「個人情報保護条例」に基づき、適切に管理します。

8. 募集期間

令和 8 年 12 月 2 日（水）から令和 8 年 12 月 24 日（木）必着
（郵送の場合は当日消印有効）

9. 選考方法・結果

提出された書類に基づき審査します。審査結果は、後日本人宛に通知します。

10. 報酬

市条例の規定により報酬を支払います。ただし、所得税等を源泉徴収します。

11. お問い合わせ先・提出先

〒373-8718 太田市浜町 2 番 35 号

太田市役所 産業環境部 環境対策課

電 話 0 2 7 6 - 4 7 - 1 8 9 3

F A X 0 2 7 6 - 4 7 - 1 8 8 1

E メール 025600@mx.city.ota.gunma.jp